

○佐久市議会X運用方針

令和7年11月18日 決裁

1 アカウント情報等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：X
- (2) アカウント名：佐久市議会（公式）
- (3) URL：<https://x.com/sakushigikai>

2 目的

佐久市議会基本条例第6条第2項に規定する「広報紙、ウェブサイトその他の多様な媒体を用いて情報を発信」の充実を図るため、佐久市議会Xページ（以下「本アカウント」という。）を開設し、市民に開かれた議会を目指すことを目的とする。

3 運用管理者

運用管理者は、佐久市議会議長とする。

4 投稿担当者

広報広聴特別委員会所属議員

5 発信情報の範囲

発信情報は、ホームページに掲載の範囲内で、次に掲げるものとする。ただし、その範囲を超えて発信するときには、運用管理者に掲載内容を確認することとする。

- (1) 定例会、臨時会、委員会及び全員協議会の開催日程及び協議事項
- (2) 代表質問及び一般質問の質問者、質問順位及び質問項目
- (3) 議会報告・意見交換会、議場コンサートなど、広報広聴活動に関する情報
- (4) その他運用管理者が必要と認める情報

6 投稿時間

投稿を行う時間は、平日（年末年始を除く。）を除く日の8時30分から17時15分までの間とする。ただし、特段の事情がある場合は、この時間帯以外にも投稿することは可能とする。

7 書き込みへの返信

利用者からの書き込みに対しては、原則として返信しない。

8 フォローアカウントの登録

佐久市議会以外のXアカウントについては、原則フォローしない。ただし、国又は地方公共団体等の公共性が高い組織等が運用するXアカウントで、特に運用管理者が

必要と認める場合は、この限りではない。

9 投稿文章の文体等

- (1) 文章の文体は「です、ます、ませ調」とする。
- (2) 絵文字は使用しない。
- (3) 差別用語、性的な用語、侮辱的な用語、不快感を与える言葉は使用しない。

10 禁止事項

本アカウントに、以下に該当する内容の掲載を禁止する。また、利用者によるコメント内容等が下記事項に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、当該リプライを非表示にする、当該利用者による本アカウントの利用を制限（ブロック）する、又は一時的に本アカウントを非公開とする場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等市議会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反する内容
- (8) 他者に成りますなど虚偽や事実と異なる内容及び正否の確認できない噂など
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含むもの
- (12) 投稿者の個人的な状況や意見等を含むもの
- (13) 重要施策の意思形成過程の情報を含むもの（市等が意見等を求める場合を除く。）
- (14) その他運用管理者が不適切と判断したもの
- (15) これらの内容を含むホームページ等へのリンク

11 知的財産権

本アカウントに掲載している情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、佐久市議会あるいは市議会以外の原著作者に帰属するものとし、無断で複製し、又は転載することを禁止する。ただし、本アカウントに掲載している情報について、「私的使用のための複写」、「引用」など著作権法上認められた場合及び転載の対象となる情報を改変せず、出所を明記する場合を除く。

12 個人情報

本アカウントの運用により取得した個人情報については、佐久市議会の個人情報の

保護に関する条例（令和4年12月20日佐久市条例第32号）の規定に基づき適切に取り扱う。

13 免責事項

- (1) 佐久市議会は、本アカウントへの情報掲載について細心の注意を払うものであるが、情報の正確性、安全性、有用性を保証するものではない。
- (2) 佐久市議会は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用し、又は信用したことにより生じた直接的、間接的な損害について、いかなる場合でも一切の責任は負わない。
- (3) 佐久市議会は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任は負わない。
- (4) 上記の他、佐久市議会は、本アカウントに関連する事項に起因し、又は関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任は負わない。

14 トラブルへの対応

- (1) 誤った情報を発信した場合は、訂正した情報を再度発信するなど、速やかに対応する。
- (2) 「10 禁止事項」に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を行う。
- (3) 公式アカウントの成りすましの事例を発見した場合は、当該アカウントを管理するソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うとともに、市議会公式ホームページ上で周知することとする。また、必要に応じて報道機関へ情報提供などを行い、成りすましが存在することの注意喚起を行う。
- (4) 公式アカウントが炎上状態となった場合は、投稿者等の判断による反論や抗弁は行わず、議会として必要に応じて説明、訂正、謝罪などの発信を行うこととする。また、対応に時間を要する場合は、その旨の書き込み等を行い、対応がされていない等の批判を招かないようにする。

15 目標設定と効果の測定

- (1) 毎年度当初に目標設定（投稿数）を行う。
- (2) 每年度末において事業効果を測定することとし、必要に応じ運用や内容の見直しを行うこととする。

16 運用の変更等

- (1) 佐久市議会は、運用方針や方法を予告なく変更することがある。
- (2) 佐久市議会は、本アカウントの運営が困難と判断される場合には、本アカウントを停止し、又は削除することがある。

この運用方針は、令和7年1月18日から適用する。